

# これが秋田だ！食と芸能大祭典2021

## 飲食エリア・キッチンカーストリート 出店募集要項

春季の賑わい創出を目的として開催される「これが秋田だ！食と芸能大祭典2021」において、秋田の食のPRを目的とした飲食エリアを展開する。

なお、今年度は以下の新型コロナウイルス感染症対策を講じ実施する。

(日程について)

◎ 前夜祭は、行わず、2日間の開催とする。

◎ 開催時間は、10:00から17:00までとする。

(会場について)

◎ 飲食エリアの出店会場は、秋田駅前大屋根通り・アゴラ広場とする(エリアなかいち会場は市町村PRブース、協賛ブースが出店する)。

◎ 新たに、仲小路を会場に「キッチンカーストリート」を実施する。

◎ 飲食ブースは、全て立食とする。

◎ 伝統芸能演舞ステージは、アゴラ広場では行わない。

✓ テント同士の間隔を空ける。

✓ テント内や出店ブースに防護シートを設置する。

(その他イベント全体について)

✓ 伝統芸能パレードは、行わない(広小路の交通規制なし)。

✓ 広報は、秋田県内を中心として展開する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から変更・中止となる場合があります。予めご了承ください。

### 1. 会期

2021年5月29日(土)～5月30日(日) 10:00～17:00

### 2. 募集内容

会 場	① 飲食エリア:秋田駅前大屋根通り・アゴラ広場 ② キッチンカーストリート:仲小路	
募集期間	<u>2021年3月15日(月)～3月31日(水)</u> ※申込期間以外の受付は、原則として行わない	
募集数	① <u>飲食エリア 27ブース</u> ② <u>キッチンカーストリート 6台</u> ※コロナ対策により、例年と比べ募集数を削減しております。	
申込資格	<u>開催全日程に必ず出店可能で、次のいずれかに所属又は加盟し、団体からの推薦</u> が受けられる個人または団体。	
	推薦団体一覧	募集枠数
	秋田市飲食店組合環同連合会	33
	秋田県「食」のネットワーク協議会	
	秋田県商工会議所連合会	
	秋田県商工会連合会	
	秋田県中小企業団体中央会	
	(公財)秋田観光コンベンション協会	

<p><b>申込方法</b></p>	<p>別紙申込書にて推薦団体を経由し、募集期間内に事務局へメールまたはFAXで申し込むものとする。電話での申込みについては受け付けない。  <u>なお、申込に関しては各所属団体による推薦を必須とする。</u></p>
<p><b>選考基準</b></p>	<p>選考は、次の基準に基づき実行委員会で行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>秋田の食のPR</u>という実施目的に即した販売品目となっているか。</li> <li>2. 申込多数の場合、対外的に評価を受けている店舗や消費者からの評価が高い品目をメイン商品として出店する店舗を優先する。  ※申込書内、メイン品目の説明欄に表彰実績等を記載のこと)  ※出店をお断りする場合があります。</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※記入例 平成〇年〇〇コンテスト金賞受賞  地域特産品アイデアコンテストグランプリ受賞 等</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 出店申請者(個人または法人をいう。)又は営業補助者が次に該当するときは、出店を認めない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。</li> <li>イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。</li> <li>ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</li> <li>エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。</li> <li>オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。</li> <li>カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。</li> <li>キ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。</li> </ol> </li> </ol>
<p><b>結果通知</b></p>	<p>4月中旬に書面にて推薦団体および出店申込者宛てに通知する。  <u>※審査内容へのお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。</u></p>

### 3. 出店条件等

#### (1) 飲食エリア

出店場所	秋田駅前大屋根通り・アゴラ広場(秋田市中通2丁目6-1) <b>27ブース</b> <u>※出店場所の抽選は、4月下旬開催予定の出店者説明会で実施いたします。</u>
出店期間	2021年5月29日(土)～5月30日(日)の2日間
出店時間	5月29日(土) 10:00～17:00 5月30日(日) 10:00～17:00 } ※営業時間厳守
出店小間	テントによる出店 間口 3.6m × 奥行 2.7m 1出店者につき1小間とする。 <u>※共同使用および権利転売の禁止。事務局でそのような行為を確認した場合は、次年度以降の出店を見合わせていただきます。</u> <u>※移動販売車での出店はできません(移動販売車で出店希望の方は、次頁の仲小路キッチンカーストリートの出店条件をご確認ください)。</u>
出店料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>出店料 110,000円(税込)</b></li> <li>・保冷車使用料5,500円(1区画、税込)。 ※希望店舗のみ</li> <li>・臨時営業許可申請代行料5,000円(秋田市外事業者で希望者のみ)。</li> <li>・追加備品のレンタル可(申込書参照)。</li> </ul>
出店仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看板(出店店舗名、メイン品目記載)、長テーブル2本、イス2脚、テント内照明、横幕、給排水設備(共同使用)、冷蔵設備(保冷車、有料・共同使用)、電源は主催者側で準備する。</li> <li>・電気は使用可能であるが、容量に限りがあるため、加熱調理はガスを使用すること。</li> <li>・テント内では必ずコンパネ、ダンボール、ブルーシート等を使用し、各自養生すること。</li> <li>・ガス器具、ガスボンベ、販売用容器、割り箸等は各自で準備すること。</li> <li>・消火器、耐火ボード等の防火対策をすること。</li> <li>・<u>駐車場は各自準備すること。</u></li> </ul>
出店許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店許可が通知されたのち、<b>5月14日(金)までに</b>秋田市保健所にて臨時営業許可の申請手続きを終了すること(別紙雛型参照)。</li> <li>・申請後、秋田市保健所より送付される臨時営業許可書については、当日忘れずに持参すること。<u>持参しない店舗については、出店を認めない。</u></li> <li>・秋田市外で秋田市保健所での手続きが困難である出店店舗については、代理申請を受け付ける(<u>申請代行料別途</u>)。希望者は、上記期日までに保健所申請書Ⅰ、Ⅱ、営業許可証、検便の検査の写しを事務局宛てに送付し、保健所申請代行料の振込を完了すること。</li> </ul>

## (2)キッチンカーストリート

出店場所	仲小路(秋田市中通) ※出店場所の抽選は、4月下旬開催予定の出店者説明会で実施いたします。	6台
出店期間	2021年5月29日(土)～5月30日(日)の2日間	
出店時間	5月29日(土) 10:00～17:00 5月30日(日) 10:00～17:00	※営業時間厳守
出店小間	キッチンカーストリート(仲小路) 移動販売車による出店 1台あたりの設置面積は11㎡以内とする。 1出店者につき1台とする。 ※共同使用および権利転売の禁止。事務局でそのような行為を確認した場合は、次年度以降の出店を見合わせていただきます。	
出店料	110,000円(税込)	
出店仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業に必要な電気や水等は、出店者が自ら用意すること。</li> <li>・出店中はゴミ箱を設置し、販売後は各出店者で持ち帰ること。</li> <li>・出店により出た排水は、各出店者で持ち帰ること。</li> <li>・火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。</li> <li>・歩行者および近隣店舗等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。</li> <li>・出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。なお、トラブルが生じた際は速やかに本部に報告すること。</li> </ul>	
出店許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車による食品の移動営業であって、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当すること。</li> <li>・秋田市内において、自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有すること。</li> <li>・生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店申込の際は、別紙申込書と併せて、以下の書類を提出すること <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 営業許可書の写し(秋田県内の保健所長から受けたもの) 1部</li> <li>✓ 食品衛生責任者証またはそれに代わる資格証の写し 1部</li> <li>✓ 生産物賠償責任保険(PL保険)などの証書の写し 1部</li> <li>✓ 出店する車両の画像 1部</li> </ul> </li> </ul>	

#### 4. 出店者説明会

4月下旬予定。詳細については、出店者がまとまり次第事務局から通知する。会場及び会場内配置についての抽選会も同時に開催する。当日欠席の場合は事務局にて代理抽選を行う。

#### 5. その他

- ・雨天による開催短縮の場合、または各店の判断で出店を中止された場合でも、出店料は返金しない。
- ・搬入、搬出等のタイムスケジュール、交通規制、警備体制等については、現在調整中のため、出店者説明会にて通知する。

#### これが秋田だ！食と芸能大祭典 飲食エリア事務局

秋田商工会議所 まちづくり推進課 担当：伊藤、渡邊

〒010-0921 秋田市旭北錦町 1-47

TEL:018-866-6676 FAX:018-862-2101 MAIL:machi@akitacci.or.jp



